

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡について

令和3年10月21日

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は、極めて厳しい状況に直面していることを受け、資金調達の円滑化を図るため、国土交通省の創設した「地域建設業経営強化融資制度」の利用が図れるよう、備南水道企業団工事請負契約約款第5条第1項ただし書きの規定に基づく工事請負代金の債権譲渡の承諾について取り扱いを開始しましたのでお知らせします。

なお、本制度の利用については、あらかじめ、西日本建設業保証株式会社へご相談ください。

記

1 地域建設業経営強化融資制度について

本融資制度は、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が極めて厳しい状況に直面していることを受け、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的とするものです。

2 対象となる建設業者

備南水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（以下「建設業者」という。）です。

※ 中小・中堅建設業者とは、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時雇用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とします。

3 対象工事

企業団が発注した工事のうち、次の工事を除く工事

(1) 次に掲げる工事を除いた債務負担行為及び歳出予算の繰越等による工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為に係る工事又は繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事

(2) 企業団が役務的保証を必要とする工事

(3) 請負業者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって企業長が不相当と認める特別の事由がある工事

4 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者としてします。

※ 西日本建設業保証株式会社の子会社である株式会社建設総合サービスがその認定を受けています。

5 債権譲渡の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、備南水道企業団工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する企業団の請求権に基づく金額を控除した額とします。

6 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（記3（1）アにあつては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。

債権譲渡の承諾に係る出来高の確認は、工事履行報告書の提出をもって足りることとします。ただし、本制度の利用に係る債権譲渡や融資に際し、出来高確認が必要となる場合は、債権譲受先が行います。

7 手続の流れ

- (1) 企業団発注工事を受注・施工している建設業者は、工事請負代金債権を事業協同組合等又は民間事業者に譲渡します。
- (2) 事業協同組合又は民間事業者は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達します。財団法人建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施します。
- (3) 保証事業会社の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から建設業者に対し融資を実施します。
- (4) 事業協同組合又は民間事業者及び保証事業会社は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、事業協同組合等又は民間事業者の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算のうえ、建設業者に残金を返還します。

8 債権譲渡の申請書類（様式については、備南水道企業団事務課までお問い合わせください。）

- ① 債権譲渡承諾依頼書
- ② 工事履行報告書
- ③ 発行日から3か月以内の請負業者及び債権譲渡先の印鑑登録証明書
- ④ 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

9 債権譲渡に伴う処理

企業団では申請書類の提出を受けた後、内容を審査します。
その結果、債権譲渡を承諾した場合は、債権譲渡承諾書を交付します。

10 実施時期

本融資制度に係る工事請負代金債権の譲渡の承諾の取り扱いは、平成23年6月1日から令和8年

3月末日までの措置として実施します。

【問い合わせ先】

備南水道企業団事務課

電話 086-426-3671

F A X 086-435-2562